

島根県報

号外第八〇号

平成十四年七月二十六日

(金曜日)

訓 令 目 次

島根県公文書管理規程の一部改正

(総務課)

訓 令

島根県訓令第十七号

本 庁
地 方 機 関

島根県公文書管理規程（平成十三年島根県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものがあること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子署名の付与に関すること。

第十一条の見出し中「電子メール等」を「電子計算機等」に改め、同条中「電子メール」を「電気通信回線に接続した電子計算機」に改める。

第二十七条の見出し中「押印」を「押印等」に改め、同条中「押し、重要なものについては更に契印で決裁文書と割印しなければならない」を「押さなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、別に定めるところにより、主務課の文書取扱主任が浄書文書に電子署名を付し、公印の押印にかえることができる。

第二十九条の見出し中「通信回線」を「電子計算機等」に改め、同条第一項中「電子メール、電子掲示板、島根県ホームページ（以下「電子メール等」という。）」を「主務課において電子計算機」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「電子メール等」を「電子計算機又はファクシミリ」に改め、同項第一号中「電子メール等」を「電子計算機」に改め、同項第二号中「電子メール等」を「電子計算機又はファクシミリ」に、「との突合せ」を「とを突き合わせることに改め、同項第三号中「電子メール等」を「電子計算機」に、「による送信」を「により送信すること」に改める。

第五十条中「文書件名簿」との下に「第二十七条第二項中「主務課」とあるのは「地方機関」とを加える。

附 則

この訓令は、平成十四年七月二十六日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年七月二十六日印刷
平成十四年七月二十六日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)